

令和７年度 足場の組立て等作業主任者技能講習開催のご案内

建設業労働災害防止協会岩手県支部

労働安全衛生法及び関係政省令の規定により、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが５ｍ以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、都道府県労働局に登録する機関が行う『足場の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者の中から作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないことになっております。

当支部では、岩手労働局登録教習機関として、当該作業主任者技能講習を次のように開催いたしますので、多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

１．講習日時

	開催日	会場	定員
第１回	令和７年 ８月２１日（木）９：００～１７：１０ ８月２２日（金）９：００～１７：２０	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 １７-９）	５０名
第２回	令和７年 １１月１８日（火）９：００～１７：１０ １１月１９日（水）９：００～１７：２０	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 １７-９）	１００名
第３回	令和８年 ２月１７日（火）９：００～１７：１０ ２月１８日（水）９：００～１７：２０	岩手県建設会館 （盛岡市松尾町 １７-９）	１００名

※申込者数によっては中止する場合がありますので、予めご了承下さい。

２．申込締切り

開催日の７日前までにお申込み下さい。受講申込書の到着順で、定員になり次第締切りとなります。

３．講習料（消費税込み）

区分	受講料	テキスト代	合計
会員	１０，１２０円	１，５４０円	１１，６６０円
非会員	１０，１２０円	２，１４５円	１２，２６５円

※講習科目の受講の一部免除の方は受講料が減免されます。詳細はお問い合わせ下さい。

4. 講習科目

科目記号	講 習 科 目	講 習 時 間
イ	作業の方法に関する知識	7時間
ロ	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間
ハ	作業者に対する教育等に関する知識	1時間30分
ニ	関係法令	1時間30分
	修了試験	1時間

※受講者の資格により講習科目の受講の一部免除があります。6. 受講免除より該当する資格があり、免除を希望する方は、申込時に該当する資格証の写しを添付して下さい。

5. 受講資格

区分	資 格
1	足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
2	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者
3	次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者 (1) 職業能力開発促進法の準則訓練である普通職業訓練のうち、建築施工系とび科の訓練を修了した者 (2) 職業能力開発促進法施行規則に定める専門課程又は同令に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち、居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者 (3) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、とび科の訓練を修了した者 (4) 改正前の職業能力開発促進法の準則訓練である養成訓練のうち、建築科の訓練を修了した者 (5) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令に規定する専修訓練課程の普通職業訓練のうち、とび科の訓練を修了した者又は改正前の職業訓練法の養成訓練のうちとび科の訓練を修了した者

※作業経験年数は満18歳からの年数となります。満18歳未満の期間は入りませんのでご注意下さい。
(年少者労働基準規則第8条)

6. 受講免除

区分記号	資 格	免除講習科目
A	(1) 5. 受講資格の区分3の資格欄各号に掲げる者 (2) 職業能力開発促進法施行規則に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	イ・ロ
B	職業能力開発促進法に規定するとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	イ・ロ・ハ

7. 申込方法

- (1) 電話、FAXでの予約・申込みは受付しておりません。所定の受講申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて建設業労働災害防止協会岩手県支部宛に郵送して下さい。
- (2) 講習会開催日の約3週間前から順次受講票及び講習料の請求書を所属事業所宛に送付いたします。**請求書がお手元に届いた後、納入期限までに講習料を指定の銀行口座にお振込み下さい。**

8. 提出書類

(1) 受講申込書

- ・記入する際は、黒ボールペンを使用して下さい。消せるペンや鉛筆での記入は不可です。
- ・記載事項を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き訂正して下さい。経験証明欄の訂正は、証明印(代表者印)を押して下さい。修正液、修正テープ、砂消しゴムは使用できません。
- ・作業経験については、受講申込書の経験証明欄に事業主等証明を受けて下さい。個人事業主の方は、作業経験を承知している元請等法人より証明を受けて下さい。**法人による証明が困難な場合は、同業個人事業主2名(2ヶ所)からの証明が必要となります。受講申込書裏面の経験証明欄にも証明を受けて下さい。なお、個人事業主の方が自分で自分の経験を証明することは認められません。**

(2) 写真2枚

縦3.0cm×横2.5cm。申込前6ヶ月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、無背景のもので、裏面に氏名を記入して下さい。デジカメ写真の場合は、写真専用用紙を使用して下さい。

(3) 本人確認書類

氏名・生年月日を公的に証する書類として、自動車運転免許証、マイナンバーカード、住民票(マイナンバーの記載のない)、在留カード(外国籍の方)のうち1点の写しを添付して下さい。

(4) 旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類(該当者のみ)

修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する方は、受講申込書に併記する旧姓又は通称を記入のうえ、確認できる書類(戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証等)の写しを添付して下さい。

(5) 受講免除資格を証明する書類(該当者のみ)

講習科目の受講の一部免除希望の方は、資格を証明する書類(合格証明書、修了証等)の写しを添付して下さい。

(6) 受講資格に必要な学歴を証明する書類(該当者のみ)

作業経験が2年以上3年未満の方は、受講資格に必要な学歴を証明する書類(専攻した学科等が記載された卒業証書、修了証書等)の写しを添付して下さい。

(7) 足場の組立て等特別教育修了証(該当者のみ)

平成29年7月以降の期間を作業経験に含む場合、「足場の組立て等特別教育修了証」の写しを添付して下さい。**平成29年7月以降の作業経験は、「足場の組立て等特別教育」を修了してからの経験年数となり、特別教育を修了していないと作業経験とは認められません。**

※上記(5)～(7)に該当する場合は、申込時に必ず資格証の写しを添付して下さい。申込後や講習会当日のお申出は受付できませんので、予めご確認のうえ、全ての書類を揃えてお申込み下さい。

※講習会当日は、本人確認及び資格証の原本確認を行います。申込時に添付した本人確認書類及び資格証の原本を忘れずに持参し、受付でご提示下さい。原本確認ができない場合は受講できませんのでご注意ください。

9. その他

- (1) 講習会当日は、必ず受講票、筆記用具を持参して下さい。
- (2) 遅刻をされますと受講できませんのでご注意下さい。
- (3) 修了試験は、所定の講習時間を受講しなければ受けることができません。
- (4) テキストは、当日会場で配布します。
- (5) 昼食は各自ご用意下さい。
- (6) 車でお越しの方は、会場の有料駐車場をご利用になれますが、台数に限りがありますので、相乗り等ご協力をお願いいたします。満車の場合は最寄りの有料駐車場をご利用下さい。
- (7) 講習料納入の有無に関わらず、キャンセルされる場合は必ずご連絡下さい。キャンセルの取扱いについて、講習会開催日初日の7日前までの場合は、講習料から振込手数料を差引きご返金いたします。それ以降のキャンセル及び当日欠席した場合はご返金できませんので、予めご了承下さい。

お申込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部
〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階
TEL:019-623-4411 FAX:019-653-6113